

平成19年2月7日

各位

会社名 イソライト工業株式会社
代表者 代表取締役社長 橋 正清
(コード番号 :5358 大証第一部)
問合せ先 総務部長 伊達 和宏
(TEL. 06-6345-7231)

第三者による調査委員会の報告について

当社の連結子会社であるイソライト建材株式会社において判明しました業績に影響を与える事象につきまして、平成18年11月7日付「過年度決算短信(連結・単体)の訂正発表について」にて報告いたしましたが、今般、従前当社と利害関係のない独立した弁護士、公認会計士の第三者から成る調査委員会に本件の調査を委嘱いたしましたところ、調査報告書を平成19年1月26日に頂きました。調査報告書に基づき、当社ならびに連結子会社であるイソライト建材株式会社で社内検討の結果、下記の通りご報告申し上げます。

記

1. 調査委員会による調査結果

(1) 調査委員会委員

従前当社との間で利害関係のない独立した弁護士、公認会計士による第三者調査委員会委員は以下の通りであります。

委員長	弁護士	磯田 光男	(弁護士法人 三宅法律事務所)
委員	弁護士	雑賀 裕子	(同 所)
委員	公認会計士	高山 和則	(高山公認会計士事務所)

(2) 調査事項

調査委員会には、連結子会社であるイソライト建材株式会社における、たな卸資産の過大計上及び売上値引等の未処理という不適切な会計処理について、これらが当社の組織的な関与によって作為的に為されたものであるか否かを調査していただきました。

(3) 調査方法

当社の内部調査事務局から提出いたしました資料及び必要に応じ提出を求められた資料の調査のほか、当事者及び社内関係者(役員含む)から事情聴取を行っていただきました。

(4) 調査結果

調査対象となりました不適切な会計処理に係る動機につきましては、イソライト建材株式会社の経営陣による独立採算経営維持に対する自助努力の限界と考えられ、当社の組織的な関与によって作為的に為されたものであることがうかがわれる事情は認められなかったとご報告を頂きました。

2. 調査結果を受けての対応

(1) イソライト工業株式会社の対応

当社の連結子会社であるイソライト建材株式会社における不適切な会計処理の判明により皆様方へ与えた影響の重大性を真摯に受け止め、代表取締役としての経営責任を明確にするべく、代表取締役二名の処分を平成18年11月7日に決定し、次のように実行しました。

代表取締役社長	月額報酬の30%減俸 平成18年11月から6ヶ月間
代表取締役常務取締役	月額報酬の15%減俸 平成18年11月から6ヶ月間

尚、事象発生当時、代表取締役社長及び会長であった当社相談役は、申し出により相談役を辞任しました。

(2) イソライト建材株式会社の対応

イソライト建材株式会社におきましては、調査委員会の調査報告ならびに調査委員弁護士の見解を参考に、当該不祥事に係わる在籍の役員、顧問について以下のとおりその職務責任を明確にすることとしました。

顧問（事象発生当時の代表取締役社長）につきましては、顧問解任としました。

製造担当役員と営業担当役員の二名につきましては、平成19年2月7日開催のイソライト建材株式会社臨時株主総会において辞任を確定いたしました。

尚、元管理担当役員につきましては、平成17年6月に既に退任していますので処分対象外扱いといたしました。

株主の皆様はじめ、多くの方々にご心配をお掛けしておりますが、調査委員会の調査が終了し、また再発防止へ向けての改善措置も鋭意推進しておりますので、ここに以上の報告をさせていただきます。

今後は皆様の信頼回復に向け、当社はじめ当社連結子会社全社が一丸となって努力して参りますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以 上